

感染症予防対策に係る基準

1. 来館者の感染症予防

入館・受付

No.	必須	推奨	対策の内容
1	○		感染リスクの早期把握のため、入館者に対しては茨城県が提供する「いばらきアマビエちゃん」への登録を依頼する。
2	○		陽性者が、当該店舗を利用していたことが判明した場合に保健所が行う疫学調査に協力するため、チェックイン時に身分証明書等により氏名、連絡先等（代表者のみ）を把握する。 ※取得した個人情報については、個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供のみに使用すること。
3	○		全ての利用者に、施設内の公共スペースでは、常時マスクを着用することを要請している。
4	○		施設の入り口で、施設内に入る全ての人に対して検温を行っている。
5	○		館内入口に消毒設備を設置し、入館時等に手指消毒を実施するよう表示し、従業員による呼びかけを行う。
6	○		フロント・ロビーでは、最低1mの来館者同士の対人距離を確保するための誘導・表示を行う。
7	○		フロントデスクは、アクリル板・透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽する。
8	○		チェックイン時には、発熱の有無などの体調確認を行っている。
9	○		フロントデスク・筆記用具等は、接触ごとに清拭消毒を行う。
10	○		コイントレイを介した金銭の受け渡し（コイントレイの消毒は使用ごとに実施）、またはキャッシュレス決済の導入など、非接触の工夫を行っている。（手指消毒は1回の受付ごとに実施）
11	○		返却されたルームキー・カードキーの消毒を徹底する。
12	○		ロビーや公共スペースでは、窓開けや空調機の使用により、外気を導入した換気が定期的に行われている。
13		○	公共スペースに二酸化炭素濃度計を設置し、換気不足を監視している。
14	○		公共スペースにおいては、多くの利用者が触れる箇所（No.63参照）は、消毒剤で定期的に拭き消毒を行っている。
15	○		滞在中の定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
16	○		咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
17	○		エレベーターの定員を制限、または工夫をし、エレベーター内での密集を防止している。
18	○		エレベーター内で会話を控えることを利用者に要請している。
19	○		送迎車がある場合は、乗車人数を工夫し密集を防止している。 ※複数台ある場合、車両ごとに制限する。
20	○		送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

館内利用【客室】

No.	必須	推奨	対策の内容
21	○		客室のコップ・スリッパ等は使い捨てを導入するか、またはそれらの消毒を徹底して行っている。
22	○		一定時間ごとに窓を全開するなどして、十分な換気を行うよう要請する。

館内利用【食堂・宴会および個室や部屋などの食事会場】

No.	必須	推奨	対策の内容
23	○		会場入り口での受付・案内時に掲示などで次の内容を要請している。 ・近距離での会話や大声は控えること ・滞在時間をできるだけ最小限にすること ・発熱・咳・風邪の症状のある宿泊客の入館をお断りすること
24	○		入場時、手洗いまたは手指消毒の要請を徹底する。
25		○	大皿・大鍋・刺身盛り等での料理の提供の際は、取り分け用の箸やトングを用意するなどの工夫を行う。 また、従業員がサービスする場合は、マスクや手指消毒をし、飛沫に注意して取り分ける。

感染症予防対策に係る基準

1. 来館者の感染症予防

館内利用【食堂・宴会および個室や部屋などの食事会場】 つづき

No.	必須	推奨	対策の内容
26	○		従業員は、下膳やテーブル等の消毒業務をした後は、手袋を使っている場合は手袋を新しいものに付け替え、素手の場合は石鹸で手洗い、又は手指消毒をした後に料理出しや配膳をするよう徹底している。
27	○		宴会時に席を移動しての会話を控えるように注意喚起している。
28	○		同時に多くの利用者が食事をするのがないよう、以下の1~4のいずれかの密集防止対策を実施している。 1. 個室での食事提供 2. 人数制限 3. 予約制・時間制 4. その他
29	○		テーブル間の配置については、同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。または、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のもの）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
30	○		ビュッフェスタイル（サラダバー・ドリンクコーナーも含む）の場合は、利用者が一回の料理を取り分けるとに新たな小皿を使用する。料理は、カバーを設置するなどし、飛沫がかからないように保護する。取り分け時はマスク着用・手洗い消毒（または使い捨て手袋等の着用）を促し、取り分け用のトングや箸は頻繁に消毒もしくは交換する。または、料理を小皿に盛って提供するか、従業員が料理を取り分ける。
31	○		飲食スペースでは、窓開けや空調機の使用により、外気を導入した換気が定期的に行われている。
32		○	飲食スペースに二酸化炭素濃度計を設置し、換気不足を監視している。

館内利用【大浴場】

No.	必須	推奨	対策の内容
33	○		浴室内の混雑・密集を防ぐため、以下の1~4のいずれかの密集防止対策を実施している。 1. 人数制限 2. 予約制・時間制限 3. 浴場の混雑状況を確認できるシステム導入 4. その他
34	○		浴場（脱衣室含む）内では、会話を控えることを表示する。
35	○		脱衣所では、マスクを外したままでの会話を控えるように利用者に要請している。
36	○		サウナ室がある場合、共用のタオル、マットなどの使用を中止する。
37	○		休憩スペースがある場合、一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避けるよう表示する。
38	○		足拭きマットは定期的に交換する。
39	○		ロッカー、マッサージ機、体重計、ドライヤー等の共有備品は、定期的に清拭消毒する。
40	○		タオルは部屋から持ち出しとするなど、利用者ごとに用意し、他者の手が触れないようにする。
41	○		スリッパを共用することのないようビニール袋等に入れ、各自での保管を要請する。
42	○		化粧品、ブラシ等は持参を要請するか、清拭消毒したものを利用者ごとに用意する。
43	○		大浴場では、窓開けや空調機の使用により、外気を導入した換気が定期的に行われている。

館内利用【その他】

No.	必須	推奨	対策の内容
44	○		共用トイレ内に消毒液を設置する。
45	○		共用トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
46	○		共用トイレ使用の前後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
47	○		喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、または人と人との距離を保つなど、3つの密を避けるよう表示する。

感染症予防対策に係る基準

1. 来館者の感染症予防

宿泊客の感染疑いの際の対応

No.	必須	推奨	対策の内容
48	○		チェックイン時に発熱や咳、その他の新型コロナウイルス感染が疑われる症状のある利用者には、他の利用者や従業員との接触がない別室等で待機するか、利用を控えていただく。
49	○		宿泊中に発熱、倦怠感など、体調不良が発生した場合、客室からフロントに連絡するとともに、客室内で待機し、マスクの着用と外に出ないように要請する。（同行者も同様）
50	○		感染疑いのある宿泊客への食事の提供は、使い捨て容器などにより、回収する必要のない形式として客室に届けることとし、その際は従業員はマスクを着用の上、宿泊客との接触を避けるようにする。

2. 従業員の感染症予防

No.	必須	推奨	対策の内容
51	○		常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。また、大声での会話を避ける。
52	○		業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には出勤を停止させる。
53	○		就業開始時や他者の接触が多い場所、物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に手指消毒や手洗いを実施する。
54	○		ゴミを回収する者は手袋を着用し、作業後は必ず手洗いをを行う。
55	○		残食や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等はビニール袋に密閉して処理する。
56	○		休憩室や従業員食堂等は、利用時間をずらすなどにより、室内が混雑しないようにしている。
57	○		従業員休憩場所では定期的に、十分な換気を行う。
58	○		従業員休憩場所で共用する物品は定期的に消毒する。
59	○		従業員のユニフォームは、業務終了後など定期的に洗濯する。
60	○		従業員の日常生活においても、感染予防対策を実行するよう指導する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

No.	必須	推奨	対策の内容
61	○		消毒用のアルコール等は、施設の入り口、エレベーター付近、客室内、食事処に最低限設置する。
62	○		手洗い場などでの共通のタオルを禁止し、ペーパータオル等を設置する。または、個人のタオル等の使用を促す。
63	○		他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。 【接触が多い部位の例】 テーブル、椅子、ドアノブ、ルームキー、電気のスイッチ、電話、自動販売機のボタン、テレビ、リモコン、タッチパネル、ロッカー、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション、セルフドリンクコーナーなど

4. 感染者発生に備えた対処方針

No.	必須	推奨	対策の内容
64	○		感染者が発生した場合に報告や相談を行う管轄保健所等の連絡先は、事前に確認しバックヤードの見やすい場所に掲示する。
65	○		お客様や従業員に対し感染疑いがある場合は、管轄保健所に連絡し指示に従う。

感染症予防対策に係る基準チェックシート

1. 来館者の感染症予防

(1) 入館・受付

No.	必須	推奨	☑
1	○		
2	○		
3	○		
4	○		
5	○		
6	○		
7	○		
8	○		
9	○		
10	○		
11	○		
12	○		
13		○	
14	○		
15	○		
16	○		
17	○		
18	○		
19	○		
20	○		

(2) 館内利用

①客室

No.	必須	推奨	☑
21	○		
22	○		
22	○		

②食堂・宴会および個室や

部屋などの食事会場

No.	必須	推奨	☑
23	○		
24	○		
25		○	
26	○		
27	○		
28	○		
29	○		
30	○		
31	○		
32		○	

③大浴場

No.	必須	推奨	☑
33	○		
34	○		
35	○		
36	○		
37	○		
38	○		
39	○		
40	○		
41	○		
42	○		
43	○		

④その他

No.	必須	推奨	☑
44	○		
45	○		
46	○		
47	○		

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対

No.	必須	推奨	☑
48	○		
49	○		
50	○		

2. 従業員の感染症予防

No.	必須	推奨	☑
51	○		
52	○		
53	○		
54	○		
55	○		
56	○		
57	○		
58	○		
59	○		
60	○		

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

No.	必須	推奨	☑
61	○		
62	○		
63	○		

4. 感染者発生に備えた対処方針

No.	必須	推奨	☑
64	○		
65	○		

1. 来館者の感染症予防		50	(内推奨3)
2. 従業員の感染症予防	/	10	
3. 施設・設備の衛生管理の徹底	/	3	
4. 感染者発生に備えた対処方針	/	2	

施設名： _____

担当者名： _____

合計		65	
----	--	----	--

チェック日： _____ 年 _____ 月 _____ 日